

つくばみらい市告示第122号

つくばみらい市環境保全条例（平成18年条例第152号）第63条の規定により、
次のとおり告示する。

令和 7年 9月17日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市環境保全条例（平成18年条例第152号）第63条の規定に基づ
き保管期間を経過した放置車両を処分する告示

1. 放置場所
つくばみらい市絹の台5-2-2地先公道上（市道24252号線）
2. 移動年月日
令和 7年 7月17日
3. 対象車両
自転車1台
4. 保管場所の所在地
つくばみらい市加藤508番3
5. 保管期間
令和 7年 9月16日まで（移動年月日から起算して60日間）
6. 措置内容
廃棄物と認定し記載の放置車両を処分する。